

【スナックまさこ4.0 Mortal Combat(死闘)～分断する未来を回避せよ】コメント

課徴金および民事救済(団体訴訟制度)について

名古屋大学大学院法学研究科

教授

林 秀弥

shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp

https://researchmap.jp/read_shuyahayashi

個人情報保護法3年ごとに見直しについてのもの申したいこと

1. そもそも課徴金制度は、経済法でのみ存在しうる制度ではない！。
2. 違反に対する措置（サンクション）は、①違反の排除、②違反の制裁、③被害の救済、④違反の抑止の観点から、バランス良く行われるべきこと。そして、サンクションの体系は、①「実効性」②「体系性」③「簡明性」、④「効率性」、④「公平性」の4点が総合的に勘案されるべきこと。
3. 民事的なエンフォースメント（団体訴訟）とそれを担うアクターは、決して「行政の別働隊」ではない。彼らはともに、公正な市場の創出、そしてあるべきデジタル市民社会の構築に向けた「公私協働」※を担うべき存在。

※「公私協働論」：「公的組織が私的主体に、諸利益の衡量または財や役務の配分に関する決定をすること、こうした決定を執行ないし実現すること、あるいはこうした決定を準備するために、または決定と直接には関係なく、自己の利益以外の利益に関する情報を(も)収集・形成・提示することを、委ねる現象」(山本隆司「日本における公私協働」藤田宙靖博士東北大学退職記念『行政法の思考様式』(青林書院、2008年)176頁)

【参考】 サンクシヨンの目的

- ① 違反の排除
- ② 違反の制裁
- ③ 被害の救済
- ④ 違反の抑止

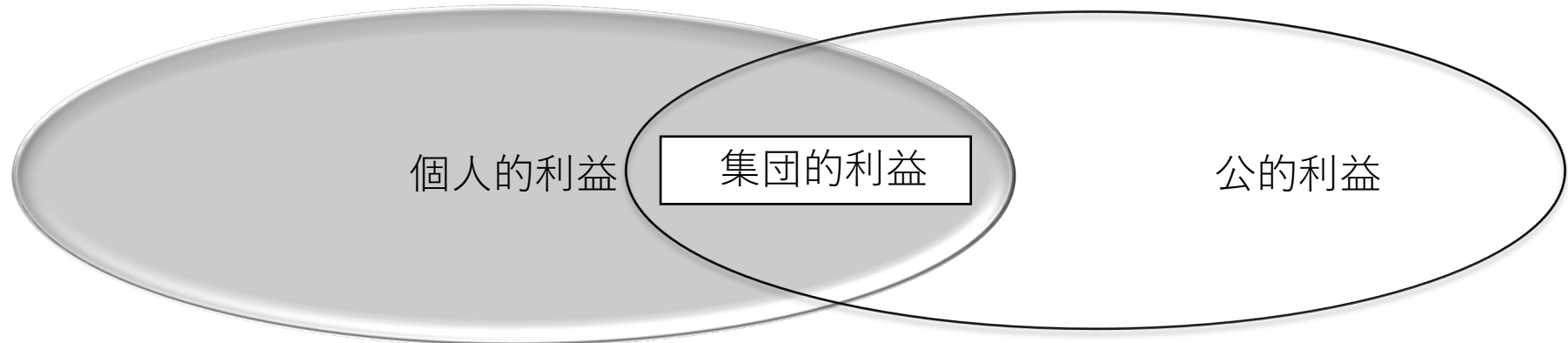
【参考】：現行独占禁止法が用意しているサンクシヨンの種類

- a. 排除措置命令→①
- b. 課徴金→④
- c. 刑事罰→②
- d. 損害賠償責任→③
- e. 差止請求→①

【参考】あるべきサンクション体系：5つの視点

- ① **実効性**：サンクション賦課の目的達成にとって実効的な仕組みであること
- ② **体系性**：サンクション相互の関係・機能分担が体系的に整序されていること
- ③ **簡明性**：制度はできるだけ簡明な仕組みとすること
- ④ **効率性**：制度の運用コストが低いこと
- ⑤ **公平性**：実質的にみて公平なものであること

【参考】デジタル社会における利用者保護の視点：**集団的消費者利益**



- 個人的利益を束にした利益であるが、多数の被害者が「**広く浅く**」存在する。なお「個人的利益に繋留」されている利益

「広く浅く」広がる利用者被害(リスク)に配慮を

- 被害者個人に自己の権利の実現を求めることは効率的ではない。
- ICTの高度化によって利益を享受できる人とそうではない人の存在
- <古典的役割分担論(公私二分論)>
- 個人的利益→民事手続、公的利益→監督官庁による法執行・行政訴訟
- 行政的手法・行政訴訟における一般的・事前的制御と私人間の損害賠償訴訟における事後的・個別的救済

⇒古典的役割分担論だけでは足りない「**マルチステークホルダーガバナンス**」の必要性(デジタル5原則にいう「官民連携」)